

◆ 認定までの流れ (標準処理期間:40日)

自動車運転代行業を営もうとする者・法人

警察署経由

認定申請

(法第4条、第5条第1項)

無申請

公安委員会

欠格事項に関する審査

(法第5条第4項)

認定拒否

(法第5条第3項)

国土交通大臣に協議

(法第5条第4項)

それでも営む場合...

運転代行業者として
認定

(法第5条第2項)

営業廃止命令

(国土交通大臣に協議)

(法第24条)